

各 (総合) 振興局建設管理部長 様

建設部建設政策局建設管理課長

積算労務単価報告書の取扱いについて

受注者が入札に当たり積算した建設労働者等の労務単価の状況を把握することにより、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るため、次のとおり取扱いを定め、令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日以後に契約を締結する工事から適用することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

なお、「積算労務単価報告書等の提出について」(平成 21 年 7 月 15 日付け建情第 402 号建設情報課長通達)は、適用日をもって廃止します。

記

1 対象工事

建設管理部が発注する工事のうち、1 件の請負代金額が 200 万円以上の工事とする。ただし、下請契約を締結する場合は、全ての工事とする。

2 積算労務単価の報告

受注者は、契約締結後、当該工事の入札に当たり積算した建設労働者等の労務単価について、積算労務単価報告書(別記様式)により支出負担行為担当者に報告するものとする。

3 内容の確認

支出負担行為担当者は、2 により報告された労務単価と公共工事設計労務単価を比較し、10%以上下回る項目がある場合は、原則、当該工事を建設工事下請状況等調査及び建設工事安全パトロールの対象工事とする。

(工事管理係)